

## 【資料 1】

草津市文化財保存活用地域計画（案）に関する  
パブリックコメントの実施結果について

**実施結果**

- 1 実施期間 令和 2 年 1 月 20 日（月）から令和 2 年 2 月 19 日（水）まで  
 2 意見者数 0 人  
 3 意見総数 0 件（意見の内容および意見に対する市の考え方は別添のとおり）  
 4 意見の反映件数 0 件

**周知方法**

広報媒体	実績
計画案の配架	配架場所（閲覧者数） <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化財課 (0 人)</li> <li>・情報公開室 (0 人)</li> <li>・草津市立図書館 (0 人)</li> <li>・南草津図書館 (0 人)</li> </ul> その他の配架場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡草津宿本陣 (4 人)</li> <li>・草津宿街道交流館 (0 人)</li> </ul>
資料送付	送付数： 0 件
個別説明	説明数： 0 件
市ホームページ	アクセス数： 88 件（2 月 25 日確認）
広報紙	1 月 15 日号
資料提供	1 月 14 日付け
その他（ラジオ（えふえむ草津））	1 月 10 日

**計画案の概要版掲示施設**

- 【必須施設】  
 ・各地域まちづくりセンター（14箇所）  
 ・草津市立図書館  
 ・アーバンデザインセンターびわこ・くさつ  
 ・各隣保館（4箇所）  
 ・南草津図書館  
 ・人権センター

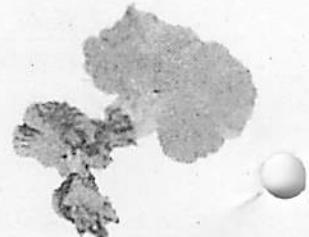
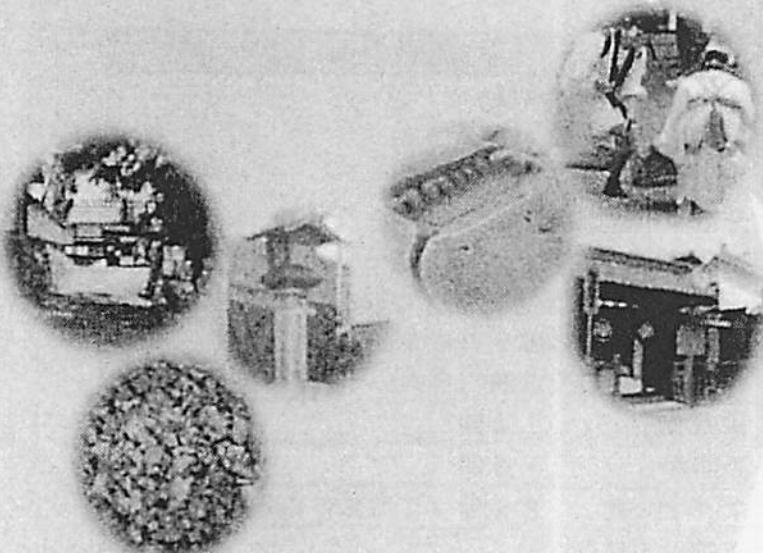
**【その他の施設】**

なし

**結果公表の日時**

- (1) 公表日時 【ホームページ】 4 月 1 日  
 【広報紙】 4 月 1 日号
- (2) 公表方法  
 上記媒体にて公表

# 草津市 文化財保存活用地域計画 【概要版】



## 「文化財保存活用地域計画」とは…

各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランです。

「文化財保存活用地域計画」において、文化財の保存・活用に関し、目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されます。また、文化財行政の取組の方向性を計画として対外的に明示するとともに、広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず、地域住民の理解・協力を得ることにより、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが可能となります。

(文化庁 HP より抜粋)

## 「草津市文化財保存活用地域計画」策定の背景と目的

国の文化財保護の方針は、個別の文化財保護を目的としたものから、歴史資産の総合的な保存・活用に向けた実践的取組へと移行しつつあります。このような状況の中、本市の歴史文化が抱える課題について、市民と行政が互いに協力し、歴史資産を保存・活用するための仕組みや体制づくりを進めるため、総合的なマスターplanとして、平成31年(2019)3月に「草津市歴史文化基本構想」を策定しました。

「草津市歴史文化基本構想」を踏まえ、本市における歴史文化の保存・活用に地域社会全体で取り組み、互いに協力していくための目標や、より具体的な措置の内容など、文化財の保存・活用に関する総合的なアクションプランとするために、本計画を策定しました。

## 草津市の歴史文化

### 【自然環境】

草津市は琵琶湖の東南に位置し、中央部から南部にかけては信楽山地、金勝山地からのびる瀬田丘陵が発達し、北部から西部には沖積低地が広がっています。水系は、南部の金勝山と瀬田丘陵より注ぐものと、北部の旧野洲川より注ぐものとに分かれ、市域の河川の多くは天井川を形成しています。

### 【社会環境】

草津市はJR琵琶湖線、JR草津線、JR東海道新幹線ならびに名神高速道路などが通る交通の結節点であり、市外からの通学者・通勤者を集める都市です。

人口は昭和29年(1945)には約32,152人でしたが、令和元年(2019)9月には約134,000人まで増加しています。

鉄道などのインフラ整備によって京阪神のベッドタウンとして発展し続け、若年層人口も増加している一方で、農村部では高齢化が進んでいます。

### 【歴史的変遷】

草津市では、縄文時代から人々の暮らしの痕跡が残されています。弥生時代には臼玉や管玉などの玉作りがおこなわれた痕跡や、多くの木製品などが発見されています。

市域南部の各地には古墳時代前期から古墳が築かれ、草津市から大津市にかけて広がる瀬田丘陵では、製鉄・製陶などを行った生産遺跡として、国指定史跡瀬田丘陵生産遺跡群野路小野山製鉄遺跡などが残されています。

草津市には歴史ある建造物や仏像などの美術工芸品、中世の風流踊りに系譜を持つサンヤレ踊りなどの民俗文化財が継承されています。そして、中世末以降に船奉行を務め、天台宗寺院として600年以上法灯を受け継いできた芦浦観音寺など、信仰や祭礼に関する歴史文化が数多く所在します。

市域中部では、近世に東海道と中山道が分岐・合流する交通の要衝として宿場町・草津が発展をみせ、史跡草津宿本陣をはじめとして、姥ヶ餅などの名物や各地に建てられた道標が残されています。



上空から見た草津市



狭間遺跡 古墳検出状況



歌川広重画

「東海道五拾三次之内草津」

## 草津市の文化財の状況

### ○指定文化財の状況

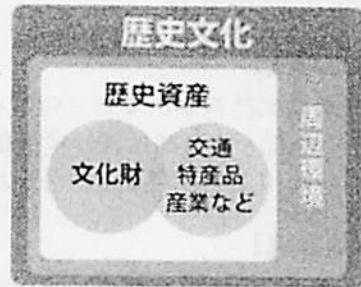
国指定	34件	有形文化財: 65件 民俗文化財: 8件 史跡名勝天然記念物: 8件
県指定	16件	選択無形民俗文化財: 6件 登録有形文化財: 5件
市指定	44件	登録有形民俗文化財: 1件 重要美術品指定: 1件
合計	94件	

### ○未指定文化財・埋蔵文化財の状況

未指定文化財	4,792件 ※平成31年4月現在
埋蔵文化財	153遺跡 (※周知の埋蔵文化財包蔵地)

## 「歴史資産」と「歴史文化」の定義について

本計画では、指定・未指定に関わらず文化財そのものと、それに伴う交通や特産品、その地域の産業など、文化財に付随する要素を含んだ概念を「歴史資産」とし、「歴史資産」の周辺の地域や所有者、あるいは技術の伝承者などの周辺環境全体を含んだ概念を「歴史文化」と定義し、区別します。



歴史文化・歴史資産・文化財の関係図

## 草津市の歴史文化の特徴

草津市の自然的環境・歴史的変遷・文化財の指定状況などから、本市の歴史文化には、

生産の歴史文化・信仰の歴史文化・街道の歴史文化の、3つの特徴が導かれます。

### 【生産の歴史文化】

本市の生産の歴史文化は、「国史跡瀬田丘陵生産遺跡群」のうち、野路小野山製鉄遺跡に代表されるように、本市南東部から大津市にかけて広がる瀬田丘陵上に多く広がっていました。

これらのものづくりの文化は、草津市域で人々の活動の痕跡が見られる縄文時代の漁労具に始まり、弥生時代から古代を通じて、滑石を加工した玉つくりや、和琴や舟形木製品などの木製品の加工の痕跡が見られます。飛鳥時代末以降には、製鉄・鍛冶・鋳造・製陶などの、火を使ったものづくりの文化を見ることができます。



野路小野山製鉄遺跡



榊差遺跡出土獸脚鋳型と復元イメージ図

### 【信仰の歴史文化】

本市域をはじめとした湖南地域には、近江大津宮(大津市)に遷都された時期と前後して造営された、古代寺院跡が数多く認められています。特に本市では、市域北部に多くの古代寺院の存在が推定されています。

また、本市には安土桃山時代から江戸時代まで、琵琶湖の船舶およびその航行を管掌した芦浦観音寺が所在しています。現在も室町から江戸期の建物や、当時の土壘などの遺構が良好に残っていることから、「芦浦観音寺跡」として国史跡に指定されています。

市域にはこれらの他に、国選択無形民俗文化財である「サンヤレ踊り」など祭礼や年中行事等の民俗事象に、中世からの信仰の姿を見出すことができます。



史跡芦浦観音寺跡



草津のサンヤレ踊り  
(片岡)

### 【街道の歴史文化】

本市は、古代より交通の要衝として位置付けられてきました。それを裏付けるものとして、市域の遺跡から、古代の東山道と推定される道路状遺構が検出されています。

江戸時代に入ると、江戸と京を結ぶ東海道と中山道の合流・分岐点としての宿場町・草津が成立します。草津宿には大名や幕府役人などが休泊に利用した「本陣」が2軒設けられ、その他にも旅籠や木賃宿などが軒を連ね、多くの旅人を迎えるました。2軒の本陣の内1軒が現存しており、「国史跡草津宿本陣」として指定されています。



史跡草津宿本陣



追分道標

## 文化財の保存・活用に関する課題

本市は計94件の指定・選定・登録文化財などの文化財を有するほか、多くの未指定文化財が所在しています。指定文化財については、現在、文化財所有者等に補助金を交付するなど、保存・管理・継承に努めています。

未指定文化財については、昭和51年度から実施しており、平成26年度からは市内に所在する未指定建造物の調査を行い、各種の調査が終了しました。今後は歴史資料や民俗行事などの未指定文化財についても順次調査を行い、実態の把握と記録作成等を行う必要があります。

### 【史跡草津宿本陣】

昭和60年(1985)に「史跡草津宿本陣保存管理計画」を策定しました。同管理計画に基づき、平成元年度から平成7年度にかけて東地区の主要な建物などの保存修理工事を実施し、江戸時代後期の姿へ近づけることを目指しました。翌平成8年度より、整備の完了した東地区の一般公開を開始しました。

平成18年(2006)には、「史跡草津宿本陣保存管理計画(第2次)」を策定し、同計画に基づき平成19年度から第2次保存修理工事を開始し、平成29年度に終了しました。本史跡については、一般公開するとともに、市内小学校の歴史学習に利用するなど、本陣建物を活用した積極的な取組を進めており、令和元年度に「史跡草津宿本陣保存活用計画」を策定する予定です。

### 【史跡芦浦観音寺跡】

毎年春と秋に、所有者と草津市観光ボランティアガイド協会による一般公開が行われています。

境内の建物などの経年劣化に対する修理や、境内を囲む堀の浚渫などを実行する必要があることから、保存整備工事に向けた取組を進める必要があります。平成30年(2018)3月に「史跡芦浦観音寺跡保存活用計画」を策定し、令和元年度には今後の整備の基本的な方向性となる「史跡芦浦観音寺跡整備基本計画」を策定する予定です。

### 【野路小野山製鉄遺跡】

野路公園整備予定地と隣接していることから、史跡整備については、都市公園と歩調を合わせた整備を検討する必要があります。

このほかにも、草津のサンヤレ踊りや滋賀県選択無形民俗文化財である渋川の花踊り・上笠天満宮講踊・老杉神社の頭屋行事などの民俗文化財については、地域の保存団体による保存・継承が行われています。しかしながら、少子高齢化など担い手の減少、伝統文化の継承に対する関心の低下など、活動の維持が困難な状況もみられるところから、行政もこれに参加し、情報発信を積極的に行い、新たな担い手を育成するなど、体制の整備を進める必要があります。

天然記念物については平成10年前後に調査が行われ、これを受け2件の植物が市指定天然記念物に指定されました。市指定天然記念物となった三大神社のフジと最勝寺のツバキ(熊谷)は、地元保存団体および所有者により、日常的な管理がなされています。

これら国・県・市指定文化財は、各所有者などを中心に保存・管理が行われており、本市でも補助を行うなどの支援を行っています。しかしながら、大規模な保存修理を要する場合は、各所有者などの財政状況によっては対応が困難な場合もあります。次世代へ歴史文化を継承するためには、新たな視点での支援の方策などを検討する必要があります。

上記のような現状と「草津市歴史文化基本構想」を踏まえ、本計画においても、以下の5点を草津市の歴史文化に関する課題とします。

課題① 歴史資産の保存・継承と支援

課題② 歴史文化の価値・魅力・情報発信の推進

課題③ 歴史文化のまちづくりへの活用

課題④ 歴史文化の公開・活用機会の創出

課題⑤ 文化財の防災・防犯体制の検討

## 課題に対する基本方針

本計画における課題に対する基本方針は以下の通りです。

歴史文化の価値を周知し、一体的な歴史資産の保存・活用を進めるため、以下の方針に沿って、将来的な文化財の保存・活用への基盤づくりを中心に事業の展開を図ります。

### 課題① 歴史資産の保存・継承と支援

方針(1)周辺環境を含めた総合的な保存・活用【繋ぐ】

### 課題② 歴史文化の価値・魅力・情報発信の推進

方針(2)歴史文化を継承するための情報共有の推進【伝える】

### 課題③ 歴史文化のまちづくりへの活用

方針(3)地域との連携の強化【創る】

### 課題④ 歴史文化の公開・活用機会の創出

方針(4)歴史文化の保存・活用のための体制づくり【活かす】

### 課題⑤ 文化財の防災・防犯体制の検討

方針(5)防災・防犯を地域で担う体制づくり【守る】

## 事業実施にあたっての基本理念

- 1 草津市に受け継がれてきた歴史文化を後世に守り伝えます。
- 2 草津市の歴史文化を活用し、草津らしいまちづくりを推進します。
- 3 市民と行政と学識経験者が協働し、地域の活性化および魅力の再認識を図ります。

## 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2020）から令和11年度（2029）の10年間とします。

また、計画期間を3つに区切り、令和2年度から令和4年度の3年間を短期、令和5・6年度を中期、令和7年度から令和11年度の5年を長期とし、事業計画の目安とします。

なお、文化財を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、迅速かつ柔軟に施策の推進を図るために、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

文化財 保存・活用地域計画	年度									
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
計画実施期間										

地域計画  
作成

3年

5年  
必要に応じて見直し

評価および次期計画へ  
向けた見直し

## 保存活用に関する措置

本市の歴史文化が抱える課題と課題に対する基本方針に基づき、措置の実施計画と計画期間を定めます。

この措置は本市主催の事業に限らず、市民や各地域のまちづくり協議会、大学などが主体となりうる事業との連携も視野に、様々な視点から歴史文化の保存と活用を図るものです。

課題に対する方針と、それに基づく措置の例は、次項以降の通りです。

※取組主体について、【市民】は草津市民および本市の歴史文化に興味関心のある人、【所有者】は文化財の所有者や電動技術継承者など、【関連団体】は各地域まちづくり協議会や大学など、【行政】は本市をそれぞれ指します。◎は「主体となって取り組む」、○は「協力する」、△は「協力体制を整えておく」ことを意味します。

## 課題① 歴史資産の保存・継承と支援

方針(1) 【繋ぐ】歴史文化を守り、人・地域・未来を結ぶ

歴史資産の周辺環境を含めた保存・継承を支え、歴史文化を次の世代へ守り伝えます。

No.	事業名 事業内容	取組主体				実施計画期間		
		市民	所有者	関連団体	行政	短期 (R2~R4)	中期 (R5~R6)	長期 (R7~R11)
1	草津市文化財保護審議会の開催	△	○	○	◎			
2	文化財保存修理体制の検討	△	○	△	○			
3	市民が歴史文化の保存・活用に参加できる体制づくり	○	○	○	◎			
4	未指定文化財の指定・登録	○	○	△	○			
5	埋蔵文化財調査の実施	△	○	△	○			
6	未指定文化財調査の実施	○	△	△	○			
7	常設の埋蔵文化財整理室の検討	△	△	△	○			
8	文化財データベースの作成	△	○	△	○			
9	発掘調査フィルムのデジタルデータ化	△	△	△	○			
10	歴史文化が記録された写真等の収集とデジタル化	○	○	○	○			
11	行事・祭礼等の調査および記録作成	○	○	○	○			
12	指定文化財記録の作成	○	○	○	○			
13	史跡草津宿本陣整備基本計画の策定	△	○	○	○			
14	史跡草津宿本陣基本計画・実施設計の実施	△	○	○	○			
15	史跡草津宿本陣整備工事の実施	△	○	○	○			
16	草津宿本陣文書調査の実施	△	○	○	○			
17	史跡芦浦観音寺跡基本・実施設計の実施	△	○	○	○			
18	史跡芦浦観音寺跡整備工事の実施	△	○	○	○			
19	国指定史跡瀬田丘陵生産遺跡群のうち野路小野山製鉄遺跡の整備	△	○	○	○			

## 課題② 歴史文化の価値・魅力・情報発信の推進

方針(2) 【伝える】情報の共有・発信に努め、草津との出会いを生み出す

歴史文化の価値や魅力と出会うきっかけとなるよう、幅広い世代に対して積極的な情報の共有・発信を推進します。

No.	事業名 事業内容	取組主体				実施計画期間		
		市民	所有者	関連団体	行政	短期 (R2~R4)	中期 (R5~R6)	長期 (R7~R11)
1	歴史文化を伝えるイベントの開催	○	○	○	○			
2	歴史に親しむ講座の開催	○	○	○	○			
3	野路小野山製鉄遺跡の活用の検討	○	○	○	○			
4	歴史発見地図の活用の推進	○	○	○	○			
5	文化財周遊ルートの検討	○	○	○	○			
6	歴史文化周遊への自転車活用の検討	△	○	○	○			
7	文化財の説明版・サインの整備	△	○	○	○			
8	周遊ルートガイドマップの作成	△	○	○	○			
9	くさつ観光巡回バスの運行	○	○	○	○			
10	市ホームページの改良	△	○	△	○			
11	デジタル技術を活用した情報の提供	△	○	△	○			

### 課題③ 歴史文化のまちづくりへの活用

#### 方針(3) 【創る】歴史文化を活かした「草津らしい」まちづくり

地域の人々によって守り伝えられてきた歴史文化は、地域の歴史を物語る重要な要素であることを認識し、これらの保存活用に努めます。

No.	事業名 事業内容	取組主体				実施計画期間		
		市民	所有者	関連団体	行政	短期 (R2~R4)	中期 (R5~R6)	長期 (R7~R11)
1	「草津市文化財保存活用地域計画」の周知	△	○	△	◎	●	●	●
2	歴史文化を活用したプログラムの作成	△	○	○	◎	●	●	●
3	景観整備についての指導の継続	○	△	△	◎	●	●	●
4	健幸事業への歴史文化の活用	△	○	◎	◎	●	●	●
5	各地域まちづくりセンター活用の基盤づくり	△	△	◎	◎	●	●	●
6	各地域まちづくり協議会との連携	△	○	◎	◎	●	●	●
7	地域で作られた「記憶絵」の活用と発信	○	○	◎	○	●	●	●
8	市民がつくる歴史文化を活用した事業の後援	○	○	◎	○	●	●	●

### 課題④ 歴史文化の公開・活用機会の創出

#### 方針(4) 【活かす】歴史文化を見る・知る・触れる

歴史文化の保存活用のための体制を整え、関連団体・地域などと行政が互いに協力しあい、歴史文化を活用する機会の創出をはかります。

No.	事業名 事業内容	取組主体				実施計画期間		
		市民	所有者	関連団体	行政	短期 (R2~R4)	中期 (R5~R6)	長期 (R7~R11)
1	教育の場における歴史文化の活用	○	○	○	◎	●	●	●
2	分かりやすい解説本の刊行	○	○	△	◎	●	●	●
3	史跡草津宿本陣の公開	○	○	○	◎	●	●	●
4	史跡草津宿本陣の活用事業の実施	○	○	○	◎	●	●	●
5	本陣結婚式の実施	○	○	◎	○	●	●	●
6	草津街あかり・夢あかり・華あかりとの連動企画の開催	○	○	○	○	●	●	●
7	マンホールカードの配布	○	△	◎	◎	●	●	●
8	芦浦観音寺の一般公開の支援	○	◎	○	○	●	●	●
9	博物館等展示収蔵施設の検討と整備	△	△	△	◎	●	●	●
10	草津の歴史文化を伝える企画展の開催	○	○	○	◎	●	●	●
11	歴史文化を活かした地域づくりの創出	○	○	◎	◎	●	●	●

### 課題⑤ 文化財の防災・防犯体制の検討

#### 方針(5) 【守る】天災・人災から地域の歴史資産を守る

台風等の自然災害や人災から文化財を守り、恒久的な保存を実現するため、市と地域の連携による防災・防犯対策の体制づくりに取組みます。

No.	事業名 事業内容	取組主体				実施計画期間		
		市民	所有者	関連団体	行政	短期 (R2~R4)	中期 (R5~R6)	長期 (R7~R11)
1	保護助成事業の充実	△	○	△	◎	●	●	●
2	防災訓練の実施	○	○	△	◎	●	●	●
3	防犯・防災設備の整備	△	○	△	◎	●	●	●
4	防犯・防災体制構築の推進	○	○	○	◎	●	●	●
5	市民の防災意識の醸成	○	○	○	○	●	●	●
6	芦浦観音寺に所在する重要文化財の保存修理工事の検討	△	○	△	○	●	●	●

## 【資料1】

史跡草津宿本陣保存活用計画（案）に関する  
パブリックコメントの実施結果について

**実施結果**

- 1 実施期間 令和2年1月20日（月）から令和2年2月19日（水）まで  
 2 意見者数 0人  
 3 意見総数 0件（意見の内容および意見に対する市の考え方は別添のとおり）  
 4 意見の反映件数 0件

**周知方法**

広報媒体	実績
計画案の配架	配架場所（閲覧者数） <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化財課 (0人)</li> <li>・情報公開室 (0人)</li> <li>・草津市立図書館 (0人)</li> <li>・南草津図書館 (0人)</li> </ul> その他の配架場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡草津宿本陣 (4人)</li> <li>・草津宿街道交流館 (0人)</li> <li>・草津まちづくりセンター (0人)</li> </ul>
資料送付	送付数： 0件
個別説明	説明数： 0件
市ホームページ	アクセス数： 53件（2月25日確認）
広報紙	1月15日号
資料提供	1月14日付け
その他（ラジオ（えふえむ草津））	1月10日

**計画案の概要版掲示施設**

- 【必須施設】・各地域まちづくりセンター（14箇所）  
 ・草津市立図書館  
 ・アーバンデザインセンターびわこ・くさつ
- ・各隣保館（4箇所）  
 ・南草津図書館  
 ・人権センター

**【その他の施設】**

なし

**結果公表の日時**

- (1) 公表日時 【ホームページ】 4月1日  
 【広報紙】 4月1日号
- (2) 公表方法  
 上記媒体にて公表

# 草津宿本陣保存活用計画 《概要版》

草津市教育委員会

令和  
年  
月



史跡草津宿本陣は、旧東海道草津宿において江戸時代を通じて本陣職を勤めた田中七左衛門本陣で、明治以降に本陣職が廃止された後も郡役所や公民館等として活用され続けました。現在も江戸時代の敷地割や多くの建造物が残されており、交通史上重要であることから、昭和24年(1949)に史跡指定されています。その主屋は瓦葺平屋建、街道に面して建てられています。主要部は、享保3年膳所藩瓦の浜御殿を移築したものと言われています。

正面から向かって左に表門、さらに奥に玄関を有し、上段の間、家臣用の部屋等を設けています。その他、土蔵や御除ヶ門等も現存し、江戸時代の旧状をよく留めています。

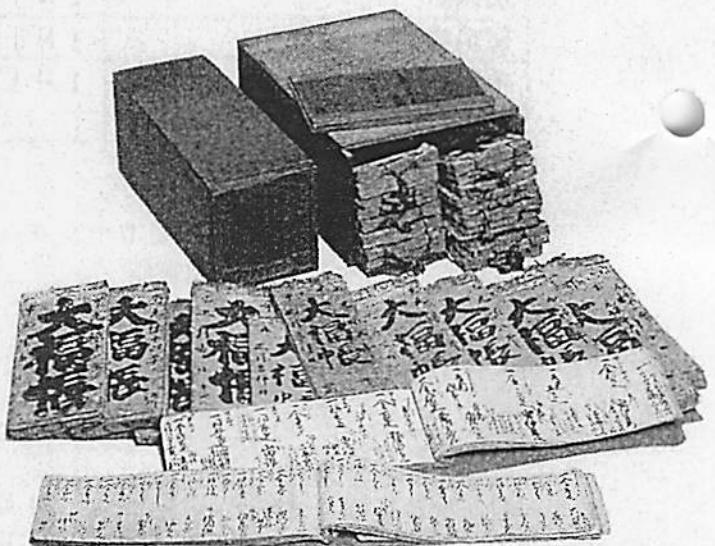
## お問合せ

草津市教育委員会

歴史文化財課

TEL 077-561-2429

FAX 077-561-2488



七左衛門本陣に現存する宿帳(大福帳)

名称: 草津宿本陣

種別: 史跡

指定年月日: 昭和 24 年(1949)7 月 13 日

追加指定年月日: 平成 19 年(2007)2 月 6 日

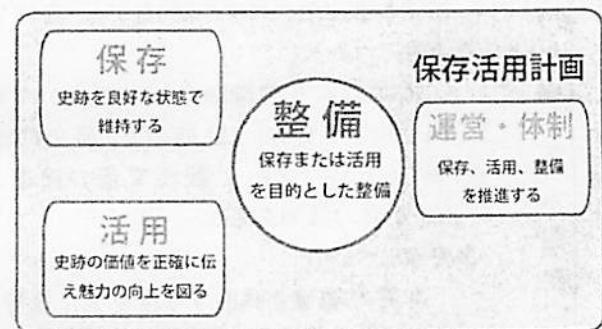
指定面積: 4,829.13 m<sup>2</sup>

管理団体: 草津市

所在地: 滋賀県草津市草津一丁目字一町目

本史跡は、これまでに 2 次にわたり整備を行ってきたが、未整備の建造物も残されており、また、1 次に整備を行った建造物の耐震調査等も必要となってきたことから、3 次計画となる本計画の策定に至った。

本計画は、史跡草津宿本陣の管理団体である草津市が、史跡の適切な保存活用等を図り、次世代へ継承することを目的とし、右の図の項目について定めるものとする。



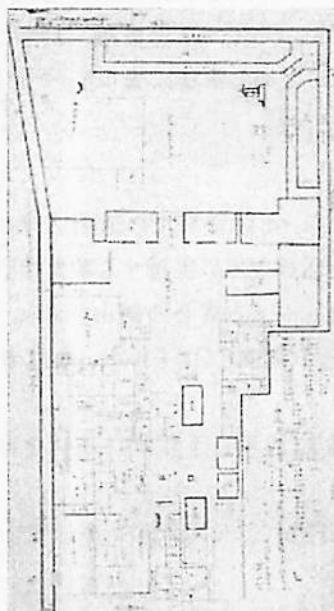
### (1) 本質的価値

- I 寛永 12 年(1635)の本陣職拝命後、明治 3 年(1870)に本陣が廃止されるまでの約 240 年にわたり、本陣職を務めたこと
- II 江戸時代の旧姿をよく留めており、全国に残る本陣の中で最大規模を有していること
- III 本陣建造物と共に本陣の記録が書かれた大福帳や宿札、古文書などの多数の貴重な歴史資料が現存していること



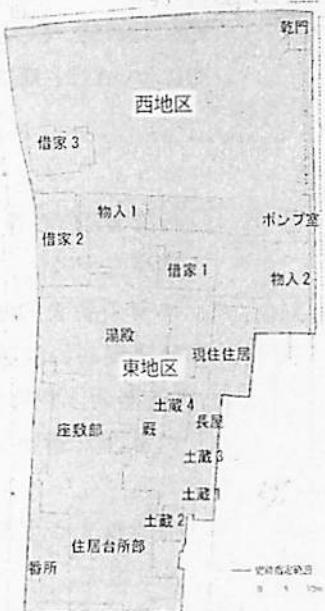
### (2) 史跡の地区区分

弘化 3 年(1846)、嘉永 2 年(1849)および嘉永 6 年(1853)の絵図によると、建物群が建ち並ぶ東側と西側の空地とに大きく空間を区分し、その境に「裏門」の表記もあり、東側の表と西側の裏を区分していたことが分かることから、それを踏襲した東地区と西地区の 2 地区に分けて捉えることとする。



「壽明宮入與二付差出絵図」

嘉永 2 年(1849)



現況と地区区分

## (1)大綱

1. 本史跡の本質的価値を保全し、未来へ継承していく
2. 本史跡の本質的価値を多くの人々に知ってもらえるよう取り組む
3. 本史跡を市民と共に保存・活用していく

## (2)基本方針

## ①保存管理について

史跡の本質的価値を次世代へと継承できるよう、本市の歴史的シンボルとして、史跡を構成する諸要素について、所有者の生活との共存を図りながら、適切な保存管理を行う。

## ②活用について

史跡の本質的価値をさらに明らかにするため、継続的な調査研究を実施し、往時の姿と歴史的価値を正確に分かりやすく伝えるとともに、観光交流の促進、地域活性化に向け、史跡の活用を図る。

## ③整備について

本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼさないことおよび所有者の生活を守ることを大前提とし、保存・活用のための整備を計画的に行う。

## ④運営体制について

史跡の保存管理・整備・活用が適切に進められるよう、市民等を交えた運営体制の検討に努める。

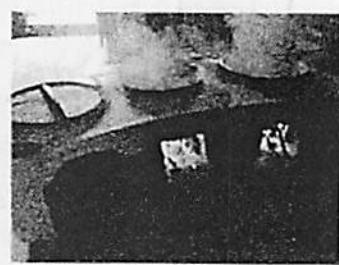
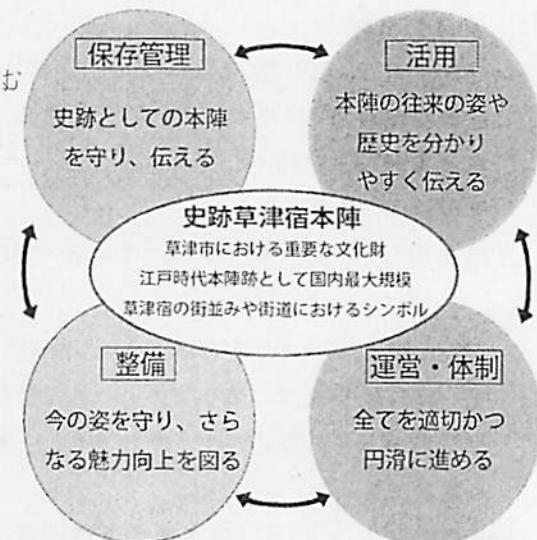
## (1) 保存管理の方向性

市を代表する文化財の一つである草津宿本陣を守り、本陣の持つ魅力を活かせるよう適切な保存管理を行う。そのため、定期的な点検や維持管理の取組の充実・強化を図るとともに、現状変更取り扱い基準にもとづく対応を図り、指定地内の施設等の管理を適切に行う。また、調査等を継続的に行い本陣の歴史を解明し、整備や活用に反映する。

## (2) 現状変更等の取扱方針

現状変更行為の取扱いについては、史跡の保存管理・活用上必要な行為以外の現状変更行為は原則的に認めないものとする。ただし、史跡の保存管理・活用に係わる整備等の行為や所有者の生活に係わるものについては、構成要素ごとに定めた基準に基づき、十分に協議して判断する。

- ・所有者との共存を図りながら、史跡全域での活用方法の検討を行う。
- ・宿場まつりなど、市や市民団体などが主催する事業などとの連携強化を図り、本陣の歴史的価値を身近に捉える機会の創出を図る。
- ・歴史資料の収蔵展示方法の見直しなどを行い、来館者の理解度および満足度向上を図る。
- ・史跡として適切な保全を図り、活用を行うために適切な維持管理を行う。
- ・学校教育や生涯学習の場として、市民の方々が活用しやすい施設を目指す。
- ・本陣の持つ歴史性や歴史資料の調査成果を活かせる事業を検討する。



活用の一例(竈の火入れ)



活用の一例(本陣結婚式)

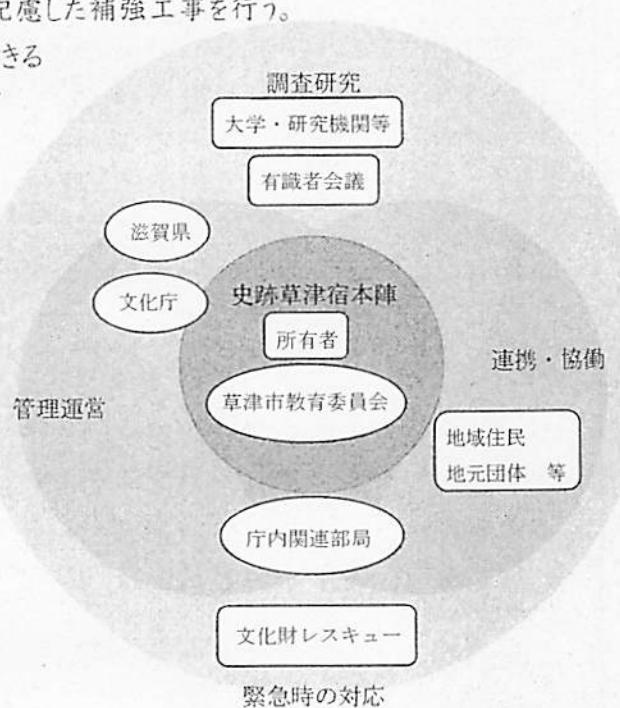
## (1) 整備の方向性

史跡の本来の構造や機能が十分に理解できるよう適節な保存管理を進め、史跡内の構成要素の整備を進めていく必要がある。江戸時代の旧姿を残す現在の姿を維持しながら、活用に必要な要素についても所有者と協議調整を図り整備を行う。

## (2) 整備の方法

- 老朽化等が進行している建造物、堀および土塁の保全方法について検討を行う。
- 既に整備した構成要素についても必要に応じ、適切な整備を行う。
- 防犯・防災設備について調査・検討し、史跡の保全を図る。
- 耐震性能を確認し、必要に応じて史跡の景観に配慮した補強工事を行う。
- 誰もが気軽に訪れ、草津の歴史に触れることができる施設を目指し、バリアフリー化などの整備について検討を行う。
- 史跡内の既存の建造物を活用するなど、貴重な資料を次世代へ継承するために必要な整備について、検討を行う。

本史跡の保存管理および整備、活用などは、管理団体である本市が所有者と協議のうえで行うこと前提としている。これらを計画的かつ効果的に推進するために必要な体制は、右図の通りとする。



本史跡において実施すべき施策を、保存管理、活用、整備、運営体制の項目に分け、方向性と方法について述べてきた。その中で、直ちにまたは短期的に実施すべき施策と、中長期的な展望のもとに実施を行う施策の区分を行った。なお、本史跡の整備については、所有者等の関係者と協議調整を図りながら進めていく。

期間	短期		中長期
保存管理	史跡の適正な保存のための維持管理		
活用	学校教育、生涯学習との連携 展示公開の検討 史跡全域のあり方の検討 所有者の生活スペースとの共存		
整備	東地区	建造物等の耐震調査 建造物等の耐震改修 建造物等の調査	経年劣化対策としての再整備 防犯・防災設備の設置 未整備の建造物等の整備 ガイダンス施設の整備
	西地区	建造物等の調査	未整備の建造物等の整備 堀・土塁の整備 防犯・防災設備の設置 経年劣化対策としての再整備
運営体制の整備	所有者等関係者との調整 府内での連携体制の強化 適切な管理運営体制の検討 各分野の専門的な協力体制づくり		

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）および草津市子ども・若者  
計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

**実施結果**

- 1 実施期間 令和元年12月25日（水）から令和2年1月31日（金）まで
- 2 意見者数 4人
- 3 意見総数 第二期草津市子ども・子育て支援事業計画 13件  
草津市子ども・若者計画 0件  
(意見と回答は別添「【資料2】」のとおり)
- 4 意見の反映件数 1件

**周知方法**

広報媒体	実績
計画案の配架	配架場所（閲覧者数） ・子ども・若者政策課 ( 0人) ・情報公開室 ( 1人) ・草津市立図書館 ( 0人) ・南草津図書館 ( 0人) その他の配架場所 ・人権センター ( 0人) ・各隣保館 ( 8人) ・UDCBK ( 4人) ・子育て支援センター ( 1人) ・ミナクサ☆ひろば ( 1人) ・各地域まちづくりセンター ( 8人)
資料送付	送付数： 0件（団体0件、個人0件）
個別説明	説明数： 0件
市ホームページ	アクセス数： 236件（2月4日確認）
広報紙	1月15日号
資料提供	12月19日付け
その他（記者提供）	12月19日付け

**計画案の概要版掲示施設**

- 【必須施設】  
 ・各地域まちづくりセンター（14箇所）  
 ・草津市立図書館  
 ・アーバンデザインセンターびわこ・くさつ  
 ・各隣保館（4箇所）  
 ・南草津図書館  
 ・人権センター

**【その他の施設】**

- ・こども園、保育所（園）、幼稚園、小規模・家庭的保育施設（58箇所）
- ・認可外保育施設（8箇所）  
 ・小学校、中学校、高校（28箇所）
- ・児童育成クラブ（29箇所）  
 ・その他子育て支援施設等（93箇所）
- ・子ども・若者支援施設等（20箇所）

**結果公表の日時**

(1) 公表日時 【ホームページ】 4月1日（水）から

【広報紙】 4月1日号

(2) 公表方法

ホームページ、広報紙、結果の配架（子ども・若者政策課、情報公開室、草津市立図書館、南草津図書館）

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見と回答

No	意見（要旨）	回答
1	<p>「笑顔輝くまち草津を目指して、丸ごととなって取組を進めます。」の表現について、「家庭をはじめ、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校、企業、市等多様な主体が我が事として連携し、協働することで」と記載されており、「丸ごととなって」という表現に違和感がある。</p> <p>丸ごとと言う表現は、「分割したり変形したりしないその形のまま。そっくり全部。まるのまま。」と言うのが一般的の意味ではないか。</p> <p>いくつもの主体が、一つの目的に向かって連携して取り組みを進めていくことであれば、「一体となって」、「一丸となって」や「ワンチーム」などの表現の方が理解されやすいように思うがいかがか。</p>	<p>国では、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現を目指しています。</p> <p>具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要があります。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと変換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革も進めていく必要があります。</p> <p>のことから、公的な福祉サービスの提供においては、対象者ごとに整備された福祉サービスの提供（縦割り）から地域コミュニティと協働して子育てなどを支援する一体的な福祉サービスの提供の推進を図っており、この福祉サービスを一体的に提供していくという意味で「丸ごと」が使用されているところです。</p> <p>このように、安心して子どもを産み育てる環境を整備するために地域づくりについても、行政だけでなくあらゆる主体が連携し地域課題の解決力の強化や体制づくりを一体的に進めていきたいと考えていることから、「丸ごと」という表現を用いているところです。</p> <p>【計画書記載箇所】 〔P. 56 「第3章計画の基本的な考え方」「1 基本理念〕</p>

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）および草津市子ども・若者計画（案）に関する  
パブリックコメントの実施結果について

【資料2】

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見と回答

No	意見（要旨）	回答
2	<p>P.101には「幼保一体化」としか記載されていないがP.103には「幼保一体化（認定こども園化）」と記載されている。</p> <p>市が進める教育・保育の一体的提供とは、「幼保一体化（認定こども園化）」のことではないのか。認定こども園化のほかに具体的な施策があるなら記載すべきでは。</p>	<p>P.101では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、計画の作成に関する基本的記載事項（法定必須記載事項）の1つである『教育・保育の一体的提供』について記載しています。</p> <p>本市では、『教育・保育の一体的提供』の推進方策として、同ページに掲載のとおり、幼保一体化の推進などの「①認定こども園の普及の促進」をはじめ、「②幼稚園教諭、保育士を対象とした研修等の実施」、「③質の高い教育・保育と地域子ども子育て支援事業の推進」、「④認定こども園、幼稚園および保育所（園）と地域型保育事業の連携」、「⑤認定こども園、幼稚園および保育所（園）と小学校の連携の推進」を定めています。</p> <p>一方、P.103では、同じく子ども・子育て支援法の法定必須記載事項の1つである『各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期』について記載しています。</p> <p>この項目は、施設整備に関するものであることから、『教育・保育の一体的提供』の推進方策のなかの「幼保一体化」について記載しており、更に内容が分かりやすくなるよう「幼保一体化（認定こども園化）」と記載しています。</p> <p>【計画書記載箇所】</p> <p>[P.101「第5章重点的な取組」「2就学前の教育・保育の一体的提供（幼保一体化）の推進」およびP.103「4就学前の教育・保育」]</p>

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）および草津市子ども・若者計画（案）に関する  
パブリックコメントの実施結果について

【資料2】

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見と回答

No	意見（要旨）	回答
3	P.108の具体的な取組に、「妊娠・出産期から子育て期までの相談支援体制のあり方について、検討します。」とあるが、人員や相談場所のことなど具体的な記載はできないか。	<p>妊娠・出産期から子育て期までの相談支援体制については、令和2年度以降、新設する（仮称）市民総合交流センターに親子交流や総合相談の場を設け、利用者支援事業に係る相談員を配置し、相談支援体制の充実を検討しています。</p> <p>このことを踏まえ、計画書案を次のとおり修正します。</p> <p>P.108「具体的な取組」</p> <p>◇利用者支援員の配置</p> <p>認定こども園、幼稚園および保育所（園）等の担当窓口（幼児課）と子育て支援事業等の担当窓口（子育て相談センター）に情報提供、相談、助言を行う利用者支援員を配置します。</p> <p>また、<u>さらなる相談体制の充実として、（仮称）市民総合交流センターの親子交流の場への利用者支援員の配置等を検討します。</u></p> <p>【計画書記載箇所】</p> <p>[P.108「第5章重点的な取組」「5地域子ども・子育て支援事業」「②利用者支援事業」]</p>

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）および草津市子ども・若者計画（案）に関する  
パブリックコメントの実施結果について

【資料2】

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見と回答

No	意見（要旨）	回答
4	<p>子どもの居場所箇所数の確保だけでなく、放課後等デイサービスなど、それぞれの支援の特長を生かしてどのように成長を支援できるか、また、家や学校とは別に、自分を発信できる快適な空間のような場の提供が大切ではないか。</p>	<p>障害等の社会的な支援を要する子どもについては、身近な場所で療育等の支援を受けることができるよう、湖の子園事業や認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での障害児保育（特別支援教育）、放課後等デイサービス、児童育成クラブなどの子どもの居場所の提供や、訪問による障害児福祉サービスの提供など、年齢や特性等を踏まえたきめ細やかな対応に取り組んでいるところです。</p> <p>また、発達支援センターなどの関係機関や団体が連携し、切れ目のない相談体制によって、子どもや家庭に応じたきめ細やかな相談支援の充実を図っています。</p> <p>本計画では、「障害のある子どもへの支援の充実」を重点的な取組と位置付けており、すべての子どもが充実した生活を送ることができるよう、これら支援の充実を進めます。</p> <p>【計画書記載箇所】</p> <p>〔P. 72 「第4章子ども・子育て支援施策の展開」「目標1子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり」「施策3障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援」およびP. 131 「第6章重点的な取組」「3障害のある子どもへの支援の充実〕</p>

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）および草津市子ども・若者計画（案）に関する  
パブリックコメントの実施結果について

【資料2】

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見と回答

№	意見（要旨）	回答
5	<p>虐待が疑われる事案でも関係機関に発信しにくい現状がある中で、学校や民生委員との連携の強化は急務であり、さらに、公的機関が虐待の定義や対応方法等を周知することで早期発見につながると考える。</p>	<p>虐待相談の件数は年々増加傾向にあり、相談内容の複雑多様化や困難なケースの増加に対して、迅速に対応できる体制の強化が必要とされています。</p> <p>市では、要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携強化や実務者向け研修の実施による専門性の強化などに取り組んでおり、さらなる取り組みとして、子ども家庭総合支援拠点の設置を進め、相談に対応する子ども支援の専門性を持った体制づくりやさまざまな媒体を通じた周知啓発を行い、地域の多様な団体、機関、相談窓口等を有機的に結び付け、関係機関との連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見・支援体制の強化を進めます。</p> <p>【計画書記載箇所】</p> <p>[P. 69 「第4章子ども・子育て支援施策の展開」「目標2子どもの権利と安全を守る仕組みづくり」「施2虐待防止等要支援児童対策」およびP. 127「第6章重点的な取組」「児童虐待防止対策の充実】</p>